

令和7年度（2025年度）4月定例役員会配布物一覧

【チェック】最初に配布物/部数が正しくそろっているかご確認ください。
配布物の過不足、不明点がある場合は連合役員までお問合せください。

【チェック】

<input type="checkbox"/>	① 赤坂台校区連合自治会 4月定例役員会議案書	各単位1部
<input type="checkbox"/>	ボランティア保険の加入書類	
<input type="checkbox"/>	自治会施設賠償責任保険への加入依頼書	
<input type="checkbox"/>	ふれあい（赤中PTA広報紙第135号）	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

<回覧板/（全戸配布）>

<input type="checkbox"/>	① 赤中「学校だより」（4月号）	回覧板数
<input type="checkbox"/>	② 堺市人権協だよりvol.46「こころの響き」	回覧板数
<input type="checkbox"/>	③ 堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集	全戸配布
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

<掲示物（掲示板）>

<input type="checkbox"/>	① 防犯からのお知らせ・交番だより 4月号	掲示板数
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

<その他>

<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

赤坂台校区連合自治会 4月度定例役員会議案書（案）

2025(R7)年4月13日（日）定期総会後、午前10時40分頃～
地域会館4・5号室

1 会長挨拶

2 連合自治会案件

- 1) 役員自己紹介
- 2) 年間活動方針について（別紙参照）
- 3) 年間行事予定について（別紙参照）
- 4) 世帯数・回覧板数・掲示板数の集計表について(別紙参照)
「赤坂台連合自治会世帯数・回覧板数・掲示板数集計表」
（別紙参照）
- 5) 各単位自治会分担金について（別紙参照）
別紙参照「赤坂台校区 単位自治会分担金」
- 6) ボランティア保険の加入について（申込用紙配布）
連合自治会役員・スポーツ推進委員・防災委員・花くらぶ委員・ふるさと祭り実行委員につきましては連合自治会で加入しますが、その他の方については、各単位自治会でご対応（ご加入）ください。
※万が一、事故が発生した際は連合自治会迄ご連絡願います。
- 7) 自治会施設賠償責任保険への加入（継続）について（別紙参照）
各単位自治会が所有または管理する防犯灯・防犯カメラ・掲示板に起因する事故について保険金が支払われます。
昨年の加入依頼書の写しを添付しましたので参考にしてください。
*次回の定例役員会時に加入依頼書の提出をお願いします。

3 各委員会等から

- 1) スポーツ推進委員会
- 2) 防災委員会
- 3) ふるさと祭り実行委員会
- 4) 花くらぶ

4 堺市自治連合協議会案件

1) ごみ減量化推進委員について (別紙)



2) 人権推進委員について (別紙)



3) 堺市社会福祉協議会住民賛助員募集について (全戸配布)

5 その他

1) 地域会館の各自治会単位のポストについて

次回の定例役員会は 5月11日(日)午前10:00~です

■次回持参して頂くもの

- ・自治会施設賠償責任保険への加入依頼書
- ・分担金(振込または持参)

以上

第5号議案 令和7年度（2025年度）活動方針

1, 活動方針

安心安全な美しい町づくりおよび赤坂台校区住民の交流と親睦を図り、連合自治会活動の目的を円滑に遂行するため下記の諸行事を実施します。

今年度は、地域会館の耐震化工事・前回増築工事から15年ぶりとなる大規模修繕・改修工事を計画し、工事を開始する予定にしています。これには地域の皆さんの協力が必要ですのでよろしくお願いいたします。

2, 実施予定の諸行事

- (1) 親睦スポーツ大会、文化行事等の開催
- (2) 赤坂台ふるさとまつりの開催
- (3) 環境美化活動の推進
- (4) 堺市民オリンピックへの選手団の派遣
- (5) 自主防災活動の実施（自主防災会の設置・防災訓練の実施・防災用品の整備）
- (6) 安心安全のまちづくりの推進
(青色防犯パトロール・子ども110番・見守り隊)
- (7) 社会福祉活動への協力
 - ・赤十字活動資金募集
 - ・共同募金
 - ・歳末助け合い運動
- (8) 校区内外各種団体との連携および各種行事への協力
 - ・校区福祉協議会、青少年指導員、少年補導員、防犯協会、交通指導員、青少年健全育成協議会などとの連携
 - ・保育園、幼稚園、小学校、中学校との連携・交流
 - ・「二十歳を祝う会」などへの協力
 - ・近隣センター管理組合との連携
- (9) 人権啓発活動への協力
- (10) 地域活動推進事業
 - ・みなみ花咲くまちづくり推進事業（花くらぶ）
- (11) 南区自治連合協議会との連携
- (12) その他

3, 校区連合自治会組織運営の改革

- ・三役選考方法・定数等の検討
- ・定例会の開催方法と会議資料のペーパーレス化の推進（自治会内IT化計画）
- ・回覧板制度・掲示板制度の見直し（地域への情報伝達方法の検討）
- ・関連諸団体に関係する事項が多いので、会議等への参加をお願いする事があると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4, 地域会館の整備

地域会館の耐震化工事、大規模修繕・改修工事の実施

令和7年度（2025年度）赤坂台校区連合自治会 行事予定（案）20250301

- 南区自治連合協議会 : 原則毎月第1金曜日（8月無し）＝会長出席
 □連合三役会 : 不定期
 □定例役員会（※） : 原則毎月第2土曜日の次の日曜日：三役・幹事出席

年	月 日	行 事 予 定	
令和7年 2025年	※ 4月13日（日）	第49回定期総会 09:30～ (4月度) 定例役員会（総会に引き続き開催）	
	※ 5月11日（日）	(5月度) 定例役員会 10:00～	
	5月下旬	第1回環境美化活動（各単位自治会で実施）	
	※ 6月15日（日）	(6月度) 定例役員会 10:00～	
	同日	<u>日赤活動資金募集</u>	
	6月*日（水）	グランドゴルフ大会（予備日*日）	
	6月*日（日）	親睦ソフトボール大会（赤坂台中学校）	
	6月29日（日）	<u>南区ふれあいスポーツ大会</u>	
	※ 7月13日（日）	(7月度) 定例役員会 10:00～	
	※ 8月3日（日）	(8月度) 定例役員会 10:00～	
	8月16日（土）	2025赤坂台ふるさとまつり 防犯夏季夜間巡回	
	※ 9月14日（日）	(9月度) 定例役員会 10:00～	
	※ 10月12日（日）	(10月度) 定例役員会 10:00～（予定）	
	10月	防災訓練	
	10月	<u>共同募金</u>	
	10月	<u>結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診</u>	
	10月13日（月・祝）	<u>市民オリンピック</u>	
	※ 11月*日（日）	未定（11月度）定例役員会 10:00～	
	11月9日（日）	<u>南区ふれあい祭り</u>	
	11月下旬	第2回環境美化活動（各単位自治会で実施）	
	※ 12月14日（日）	(12月度) 定例役員会 10:00～	
	12月	<u>歳末助け合い運動</u>	
	12月21日（日）	地域会館年末大掃除	
	12月	歳末夜警	
	令和8年 2026年	1月12日（月・祝）	<u>二十歳の集い</u>
		※ 1月11日（日）	(1月度) 定例役員会 10:00～
※ 2月15日（日）		(2月度) 定例役員会 10:00～	
※ 3月15日（日）		(3月度) 定例役員会 10:00～	
4月12日（日）		第50回 定期総会 10:00～	

上記以外に、各専門委員会（スポーツ推進委員会・防災委員会・花くらぶ・ふるさとまつり実行委員会）が適宜開催されます。また、都合により予定が変更される場合があります。
 (※) 印は定例役員会開催日 下線は協賛・後援事業

世帯数・回覧板数・掲示板数・集計表

単位自治会名称	世帯数	回覧板数	掲示板数
1丁自治会	428	46	5
2丁公社自治会	77	8	8
ファミリー赤坂台自治会	105	11	3
3丁9番自治会	375	80	6
3丁9番高層自治会	149	20	3
3丁南自治会	57	4	1
4丁自治会	192	18	4
リーシェス赤坂台4丁自治会	90	12	2
5丁自治会	344	20	4
5丁西管理自治会	70	7	2
6丁自治会	198	23	4
6丁14A管理組合	190	19	3
6丁14B自治会	110	12	2
6丁15管理組合	87	12	2
フォーラムハウス6丁自治会	49	5	2
檜尾山自治会	60	8	5
地域会館用	10	10	3
合計	2,591	315	59

赤坂台校区連合自治会

2025 (R7) 年度 赤坂台校区単位自治会分担金

本年度の校区分担金・ふるさと祭り分担金の納付額は以下のとおりです。
下記の口座にお振込みいただくか、次回の5月度定例役員会時にご持参願います。

振込先 : 三菱UFJ銀行 光明池支店 普通 3775965
名義 : 赤坂台校区連合自治会 会長石飛明夫 (いしとび あきお)

※振り込み手数料は各単位自治会でご負担願います。

2025年3月16日報告時点の世帯数で計算しています。

自治会・管理組合名	世帯数	校区分担金 (@600)	ふるさと祭り 分担金 (@200)	納付額
1丁自治会	428	256,800	85,600	342,400
2丁公社自治会	77	46,200	15,400	61,600
ファミリー赤坂台自治会	105	63,000	21,000	84,000
3丁9番自治会	375	225,000	75,000	300,000
3丁高層自治会 (府営赤坂台高層住宅自治会)	149	89,400	29,800	119,200
3丁南自治会	57	34,200	11,400	45,600
4丁自治会	192	115,200	38,400	153,600
リーシェス4丁自治会 (リーシェス赤坂台4丁自治会)	90	54,000	18,000	72,000
5丁自治会	344	206,400	68,800	275,200
5丁西管理自治会	70	42,000	14,000	56,000
6丁自治会	198	118,800	39,600	158,400
6丁14A管理組合 (泉北赤坂台住宅管理組合)	190	114,000	38,000	152,000
6丁14B自治会 (泉北赤坂台B団地自治会)	110	66,000	22,000	88,000
6丁15管理組合 (泉北赤坂台六丁住宅管理組合)	87	52,200	17,400	69,600
フォーラムハウス 6丁自治会	49	29,400	9,800	39,200
檜尾山自治会	60	36,000	12,000	48,000
合計	2,581	1,548,600	516,200	2,064,800

ボランティア・市民活動行事保険

傷害保険/行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険（Ⅰ型）・国内旅行傷害保険（Ⅱ型）・施設入場者の傷害危険補償特約付普通傷害保険（Ⅲ型）
賠償責任保険/施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

1. ボランティア・市民活動行事保険とは

この保険は、日本国内において「社会福祉協議会」や「ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体」、「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が法律上の賠償責任を負った場合に補償するものです。

保険の種類	お支払いする主な場合
傷害補償	行事開催中の急激かつ偶然な外来の事故によりボランティアスタッフや参加者が被った身体の傷害に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。
賠償責任補償	行事開催中に参加者または第三者の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。 (行事参加者各人が損害賠償責任を負った場合は本補償の対象外となります)

2. この保険の加入対象者

ご加入いただけるのは、申込人が以下に該当する場合となります。

申込人 (この保険の 加入対象団体)	以下に挙げる行事の主催団体に限ります。 ・大阪府内の社会福祉協議会 ・大阪府内の社会福祉協議会の会員団体 ・大阪府内の社会福祉協議会で登録または把握されたボランティア・市民活動団体
--------------------------	---

3. 対象となる行事

申込人が主催する行事を対象とします。

対象	①社会福祉協議会やその会員、登録団体が共催・後援する行事 (行政が主催する行事を含みます。) ②団体の自助活動(懇親会等)
対象外	①学校管理下の活動(クラブ活動、課外活動) ②一般の営利団体が実施する行事

4. 保険(補償)期間

この保険の対象となる行事は、以下の期間に開催される行事となります。

傷害補償：2025年4月1日午前0時から2026年3月31日午後12時まで

賠償責任補償：2025年4月1日午後4時から2026年3月31日午後12時まで

5. 加入手続

備え付けの「加入申込票」に必要事項を記入のうえ、所定の保険料とともに行事の前日までに社会福祉協議会へご提出ください。

ご注意

- ①行事は同じ月の実施予定であれば、同一の加入申込票に複数分を記入できます。
- ②実施する月が異なる場合、必ず月ごとに用紙を分けて作成してください。
※【行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険(Ⅰ型)】【国内旅行傷害保険(Ⅱ型)】の場合は、各行事ごとに参加者名簿の提出をお願いします。
- ③宿泊を伴わない1日行事【行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険(Ⅰ型)】でのお申し込みで、往復途上の傷害危険補償を希望される場合は、行事实施日の前日までに参加予定者名簿、行事開催日・場所が分かる客観的資料の提出が必要です。
- ④行事の追加や変更がある場合は事前に入的手続をされた大阪府内の社会福祉協議会までご連絡ください。
- ⑤行事が中止または延期された場合は、直ちに、入 hands 続をされた大阪府内の社会福祉協議会までご連絡ください。

ボランティア活動保険

1. ボランティア活動保険とは（保険金をお支払いする主な場合）

この保険は、ボランティアの方々が日本国内において、ボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合や、ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合の損害を補償する保険です。保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任補償	<p>被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(a) ボランティア活動中に発生した事故 (b) ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c) ボランティア活動の結果に起因する事故 (d) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取</p> <p>なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。</p> <p>※口頭、文書等による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害など、人格権侵害による損害賠償責任も補償の対象です。</p>
傷害補償	<p>日本国内において、被保険者がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金等をお支払いします。</p>

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

2. この保険の加入対象者

ご加入いただけるのは、申込人・記名被保険者が以下に該当する場合となります。

申込人	①大阪府内の社会福祉協議会に登録したまたは同会の委嘱を受けたボランティア活動団体 ②大阪府内の社会福祉協議会に登録したまたは同会の委嘱を受けたボランティア個人
記名被保険者	上記①の構成員であるボランティア個人・上記②のボランティア個人

3. 対象となるボランティア活動

対象となるボランティア活動の考え方は以下のとおりです。

- ①自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で取り込まれる活動であること
- ②所属ボランティア活動団体の会則に則り、企画立案された活動や、社会福祉協議会へ届け出たり、社会福祉協議会の委嘱を受けた活動であること
- ③無償の活動であること（交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償の範囲に含まれます）

- ※1 活動のための学習会、研修会、会議や活動場所への通常の経路による往復途上も含まれます。
- ※2 一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動（複数のボランティア活動団体での活動）をされる場合も補償されます。お申込みにあたっては、他の団体で既にご加入されていないかをご確認のうえ、お申込みください。
- ※3 自動車事故は被保険者自身の傷害補償のみ対象で、身体障害・財物損壊の賠償事故はお支払いの対象になりません。（自動車保険の対象）
- ※4 次の活動はこのボランティア活動保険の補償対象にはなりません。
 - 「自助活動」…自己の利益を直接の目的にした団体構成員の相互補助や親睦の活動をいいます。
 - PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的で作られた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動は対象になりません。自治会活動全般を保険の対象とされる場合は、別途代理店・扱者までご照会ください。
 - 「海難、山岳救助ボランティア」「野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア」「チェーンソーを使用する森林ボランティア」
 - 「インターンシップ等や資格、単位取得を目指した活動」
 - 「銃器を使用する害獣駆除ボランティア」

自治会施設賠償責任保険のご案内

自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板に起因する事故について、自治会（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

▶**保険契約者** 堺市自治連合協議会

▶**被保険者** 校区自治連合会、単位自治会（連合会未加入自治会を含む）

▶**補償対象物** 自治会（被保険者）が所有又は管理する防犯灯（※1）・防犯カメラ（※2）・掲示板（※3）

※1 公衆街路灯 A

※2 録画機能を有し、不特定多数の人が往来する道路等の公共空間を中心に撮影する防犯を目的とする屋外カメラ

※3 公共的な目的で設置されている屋外掲示板。概ね（縦）2.2m×（横）2m以内を対象

▶**保険料** 自己負担はありません（堺市が全額負担）

▶**申込締切日** 校区自治連合会加入自治会（校区自治連合会・単位自治会）：4月30日（水）必着

※校区自治連合会を通じて配布している「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」を校区でとりまとめるうえ、各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。

校区自治連合会未加入単位自治会：5月23日（金）必着

※別添の「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」と「会則」「役員名簿」等を各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）までご提出ください。

※お申し込みいただいた団体に対し、堺市自治連合協議会や堺市からイベント等のご案内を送付させていただきます場合がありますので、ご了承ください。

▶**支払限度額** 1事故につき対人・対物共通 2億円（免責設定なし）

※法律上の損害賠償金（治療費、入院・通院費、慰謝料等）のほか、訴訟費用等が支払い対象になります。

※適用除外項目があります。

▶**保険会社** 募集期間終了後に、事務局において契約先を決定します。

▶**保険期間** 令和7年7月（予定）から1年間

※各区自治連合協議会事務局（区役所自治推進課内）まで、「自治会施設賠償責任保険への加入依頼について」をご提出ください。また、連合未加入の自治会が申し込む場合は、会則、役員名簿等の資料が別途必要になります。

※お申し込みいただいた団体に対し、堺市自治連合協議会や堺市からイベント等のご案内を送付させていただきます場合がありますので、ご了承ください。

▶**保険金が支払われない主な場合（適用除外）**

- 被保険者の故意又は重過失によって生じた賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償
- 当該自治会が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板の設置又は修理等の事故に起因する賠償

<お問い合わせ先>

○各区自治連合協議会事務局（各区役所自治推進課内）

（堺区）TEL228-7082 （中区）TEL270-8154 （東区）TEL287-8122 （西区）TEL275-1902

（南区）TEL290-1803 （北区）TEL258-6779 （美原区）TEL363-9312

○堺市自治連合協議会事務局 TEL228-7405（市民協働課内）

単位自治会

令和 年 月 日

(南) 区自治連合協議会 会長 様

団体名: _____
 代表者職氏名: _____
 代表者住所: _____
 電話番号: _____

自治会施設賠償責任保険への加入依頼について

当団体は、下記のことについて誓約した上で、自治会施設賠償責任保険への加入を依頼します。また、当団体で所有又は管理している防犯灯、防犯カメラ、掲示板の数量及び加入世帯数は以下のとおりです。

記

防犯灯、防犯カメラ、掲示板は、当団体が責任をもって管理します。

▼単位分

令和7年4月1日時点

防犯灯	灯
防犯カメラ	台
掲示板	基
加入世帯数	世帯